

(L/4959、1980年7月18日採択)

【事実の概要】

1977年末までに香港のノルウェーへのほとんどの繊維製品の輸出は第一次多国間繊維取極(MF A-I)に基づく二国間の(輸出制限)協定によって規制されていた。1977年10月7日、ノルウェーは1978年以後の(輸出)制限量について香港に新たな二国間協定の交渉を要請し、1977年12月12日に両国間に協議が行われたが合意に達することができなかった。

ノルウェーはちょうどMF A-Iの終了直後である1978年1月1日に、第2次多国間繊維取極(MF A-II)への加入を見込んで、香港を含む一定の国々に対して一方的に輸入制限措置を取った。そして、その後4カ月の間に6カ国の途上国との間に(1978年1月1日に遡及する、そして、1977年度の割当量に凍結する内容の)長期の二国間(輸出制限)協定を締結した。しかし、1978年5月2日に行われた香港との協議は、制限量をめぐる意見の対立(ノルウェーは1977年対比40%の削減を要求)が解消されず決裂し、同年6月1日香港は締約国団に23条2項に基づく紛争解決手続の開始を要請した。1978年6月6日理事会は、同月30日までに両国間に満足しうる解決が行われないならば、パネルを設置することを決定した。

ところが、香港との削減交渉の不調によってMF A-IIへの加入を断念したノルウェーは、1978年7月20日に締約国団に対して19条の援用を決定したこと、そして、それに基づいて1979年度に9つの繊維製品について総量輸入割当(global import quotas)を実施する旨を通告した。1978年11月24日のノルウェーの通告によれば、EECやEFTA諸国からの輸入と、すでに二国間協定が結ばれていた6つの途上国からの輸入は、輸入制限の対象から除外され、輸入数量割当の量は1974年から76年までの輸入量の平均値に基づいて設定された。

ノルウェーが19条を援用したことによって、香港の提訴の法的基礎が変わり、両国は1978年9月6日から8日まで19条2項に基づく協議を行ったが、合意に達することができなかった。そして、1979年5月29日から31日の間に行われた再度の協議も失敗に終わり、香港はノルウェーの19条に基づく輸入制限措置は、一般協定、特に数量制限の無差別適用を規定している13条2項(d)に違反するもので、それによって一般協定に基づく自国の利

益が無効化又は侵害され、無効化又は侵害されているとして再び締約国団に提訴した。

<香港の主張>

香港は、ノルウェーの19条に基づく輸入制限措置は、E E CやE F T A諸国のみならず、すでに二国間協定が結ばれていた6カ国をも輸入数量割当の対象から除外することによって、一般協定、特に13条に違反すると主張した。しかし、香港は、E E CやE F T A諸国を輸入制限措置の対象から除外したことについてのノルウェーの説明に同意しているわけではないが、本件においてはそれについてのパネルの判断を求める意思はないとした。しかし、二国間協定を結んでいる6カ国を数量割当の対象から除外したことについては、それらの二国間協定は、M F A - IIに基づいて締結されたものでもなければ、一般協定のいかなる規定に基づくものでもないもので、それらは11条で禁止されている輸入制限に該当する。そして、それらの協定の存在の故に19条に基づく輸入数量割当の枠が小さくなり、それによって、自国の利益が害された。これらの6つの協定に基づく数量割当が一般協定に整合するものとなるためには、それらはノルウェーの19条に基づく輸入制限措置の一部、つまり、13条2項(d)に基づく国別輸入割当とみなされるべきである。従って、ノルウェーは、即時に19条に基づく輸入制限措置を取りやめるか、さもなければ、香港に対する適切な割当を配分することによってその措置を13条に整合させるべき（つまり、自らの割当分が二国間協定の締結国と同じ基礎に基づいて割り当てられるべき）であると主張した。

<ノルウェーの主張>

それに対して、ノルウェーは、自らの19条に基づく措置は以下の理由から一般協定と十分整合するものであると主張した。まず、E E CやE F T A諸国を輸入制限の対象から除外したのは、それらが24条に基づいて締結された協定であるためである。次に、6カ国との二国間協定は19条の援用以前に締結されたもので、そして、それらの諸国はこれらの協定を維持する意思を明確に表明している。最後に、これらの協定を停止することはノルウェーのM F A - IIへの加入を困難にするのみならず、一般協定の第4部の精神及び目標と調和しない。このような理由から、これらの協定に基づく数量割当は13条2項(d)に基づく国別輸入割当とみなされるべきでない。

【報告要旨】

パネルは、香港が提起した論点に沿ってほぼ全面的に香港の主張を認め、次のように裁定した。

(1) まず、議論の前提として、19条に基づく輸入制限措置に13条の無差別適用の要件が適用されることを認めて、「ノルウェーの19条に基づく緊急措置としての、当該の9つの繊維製品の輸入数量制限には、数量制限の無差別な実施を定めている13条が適用される。」とした(para. 14)。

(2) 次に、ノルウェーが締結した6つの二国間協定は、確かにMFA-IIへの加入を意図して締結されたものであるが（そのために繊維監視機関(TSB)にも通告されていた）、ノルウェーはついにMFA-IIには加入せず、さらに、ノルウェーはそれらの協定を正当化するために一般協定のいかなる条項も援用しなかった。そして、ノルウェーがその繊維及び衣料市場への一定の途上国の市場参入機会の拡大を保証することは、確かに第4部の精神及び目標に一致するところではあるが、しかし、そのことが一般協定の第2部に違反する措置を正当化する根拠にはなり得ない。

ノルウェーによる二国間協定を締結した6カ国に対する市場シェアの留保は、当該製品の現行の輸入数量割当の一部をなすもので、従って、ノルウェーは13条2項(d)に基づいた措置を取ったものとみなされるべきである。このように、ノルウェーによる6カ国に対する市場シェアの留保が13条2項(d)に基づいて行われたものであるならば、ノルウェーは「割当量の割当の際に利害関係国との合意を規定している」13条2項(d)の第1センテンスに基づいて行動したものと推定される(para. 15)。

香港は、9つの製品のうち8品目について実質的な利害関係を有する締約国であるために、13条2項(d)に基づく割当を期待する権利がある。従って、ノルウェーが19条に基づく輸入数量制限を行う際に、上記の6カ国に数量割当を配分しながら、香港にその取り分を割り当てないのは13条に整合しないものである(para. 16)。

(3) ガットの慣行に従って、ノルウェーの措置は、他の締約国がこの協定に基づいて与えられた利益の「一見して明白な(prima facie)」無効化又は侵害を構成するものである(para. 17)。

(4) 上記のような結論に基づいて、パネルは、ノルウェーはその19条に基づく措置を終了させるか、あるいは13条に整合させるべきであると判定する(para. 18)。

【解説】

1. 本件の事実の経過を見る際に何よりも不思議に思われることは、なぜノルウェーがMFA-IIに参加しないで、最終的に一般協定の19条の援用に踏み切ったのかの点であろう。このことを推測するためには、本件の事実に背景、つまり、MFA-I（1974～1977年）からMFA-IIへの以降過程についてもう少し詮索して見る必要がある⁽¹⁾。

綿繊維に関する長期取極を引き継いで、その規律対象を化学繊維や毛繊維にまで拡大してスタートしたMFA-I体制の下で、ちょうどその時全世界を襲った景気後退の影響もあって、繊維品貿易の輸出の落込みと衣料輸入の増加によって、先進工業諸国は、日本を除いて一様に繊維貿易の赤字という事態に直面していた。このようなMFA-Iの下での繊維貿易の逆調化を契機に強まった域内の保護主義の圧力に直面したECは、MFA-Iの趣旨を「根本的に変える」⁽²⁾政策を打ち出した。その政策とは、MFA-Iの延長の前に途上国の輸出を規制する内容の二国間協定を交渉し、このようなMFA-Iからの離脱を許容する規範内容の修正を計ることであった。そして、MFA-IIは、ECを中心とする先進輸入国の要求をいれて「現在優位を占める輸出締約国による善意及び柔軟性」を求め、たとえ一時的なものではあるが、二国間の合意がある場合には特定の原則からの離脱を認める「合理的離脱(reasonable departures)」条項が新設されるようになった。つまり、MFA-Iの「延長議定書」には、一方で衣料品を中心に輸出国としての地歩を確立している特定の途上国を含む諸国とその他の諸国とを区別し、他方で例外的な場合にMFA-Iの「附属書B」の標準輸入増加率（年間6%）の保証という輸入国の義務からの免除が規定されたのである。

このような流れにおいて、ノルウェーは、MFA-IIへの参加を見込んで、MFA-I体制において増加した繊維及び衣料輸入を削減するために、MFA-IIの「合理的離脱」条項に依拠して主要な途上輸出諸国との二国間協定の締結に乗り出した。しかし、ノルウェーの繊維輸入の40%も占めている、まさにノルウェーにとって「現在優位を占める輸出締約国」であった香港との交渉がまとまらず、ノルウェーはMFA-IIに参加する魅力を失う羽目に陥ってしまった。しかも、MFA-Iの下においても、先進小国の諸国（カナダ、スウェーデン、ノルウェーなど）は、小国であるがために弱い政治力の故に、しばしば4条に基づく二国間の交渉がまとまらず、3条に基づく一方的な措置や時には一般協定の19条に基づく輸入制限に訴えたりしていた⁽³⁾。このような状況の中で、ノルウェーはMFA-IIへの参加を見限って、一般協定の19条に基づく輸入制限に踏み切ったわけであるが、それには次にみるような無差別適用の義務というハードルが待ちかまえていたので

ある。

2. 本件における19条に基づく輸入制限措置に13条の無差別適用の義務が適用されるとしたパネルの判断は、それがパネルの場合において明確に述べられたガット史上初めてのケースである点で注目に値する。そして、このような判断が、その直前に終了した東京ラウンドにおいて、セーフガード・コードの制定の試みが締約国の間で選択的適用の導入の是非をめぐる意見の対立（主にE C vs. 日本及び途上諸国）が解消されず失敗に終わった直後に出されたという点からみても特記すべきである。ついでに、19条に基づく輸入制限措置が無差別に適用されなければならないという解釈に対して、もっとも強硬に異議を唱えてきた北欧諸国の一員であるノルウェーが一方の紛争当事国であったという点にも留意すべきであろう。

19条の運用において最も激しい論議を呼んできたのが、ほかならぬ19条に基づく輸入制限措置に無差別適用の要件が適用されるのかどうかの問題である。その原因は、条文上の不明確さにある。というのは、19条にも、一般協定の附属書 I（注釈及び補足規定）にも無差別適用の要件は明記されていないからである。にもかかわらず、19条に無差別適用の要件が適用されるというのが、従来の支配的な見解であった。

その解釈の根拠としては、①いくつかの文理解釈⁽⁴⁾ の他、② I T O 憲章40条の注釈ノートの存在が有力な解釈の根拠となってきた。確かに、この注釈ノートには若干曖昧な点もあるが⁽⁵⁾、ハバナにおける議論（I T O 憲章の40、41、43条に関する分科委員会）を見る限り、憲章の起草者が無差別適用を意図していたことは明らかである。③さらに、ガットにおける締約国の「その後の実行」を見ても19条に基づく輸入制限措置が無差別に適用されなければならないという解釈は支持され得ると思われる⁽⁶⁾。

本件におけるパネルの判断と理事会や締約国団によるその報告書の採択は、上記の支配的な見解が明確に確認されたことを意味する。ただし、ブロッカーの指摘のように、パネルが19条に13条が適用されると判断する根拠を何一つ上げていないことは、この問題の論争的な側面から考えると若干物足りない感じがしないでもない⁽⁷⁾。

3. 本件において、2. の論点と同様に重要な点は、パネルが、「二国間協定に基づいて6カ国に割り当てられた市場シェアは、当該製品の輸入制限措置に基づく数量割当の一部をなすものである」といって、ノルウェーの結んだ二国間協定（輸出自主規制：V E R

s) を11条の意味における輸入数量制限として性格付けたことである。そして、同じような理論構成が、同年11月に出された「E Cのチリ産リンゴの輸入制限」に関するパネル報告書においても取られている⁽⁸⁾。このようなパネルの判断に対してはいろいろな観点からの批判が予想されるが、おそらく、パネルは、一般協定におけるV E R sの法的地位をめぐる対立が完全に解決されていない現状において、(紛争当事者が要求もしない) 闇雲の中に軽率にはいるよりも、付託された事案に対する現実的な答えを出す方を選んだのであろう。しかし、このようなパネルの判断は、V E R sの19条による正当化可能性、つまり、輸入国が19条を援用できる場合に、輸入国の要請に基づいて輸出国が自主規制をすることは19条の解釈上認められるのかという問題を提起する。

この問題を考える際に、まず確認しなければならないのは、19条は、急激な輸入増加という事態に対して輸入国に救済措置を講じることを認めているのであって、輸出国については何も触れていない点である。「日本の半導体に関する第三国モニタリング措置」のケースにおいて、パネルは、自らの価格監視措置が6条の精神に基づいて正当化され得るという日本の主張に対して、6条は輸出国による行為には触れていないとして、日本の主張を退けている⁽⁹⁾。同じ論理からいえば、19条によるV E R sの正当化はできないであろう。

しかし、この問題についてのこれまでのガットの実行はより許容的である。例えば、1976年特殊鋼について19条を援用した際に、アメリカは日本と市場秩序維持協定(OMA)を結び、その他の輸出国に対しては一方的な輸入数量割当を実施した。そして、アメリカは、1977年履物輸入についても19条を援用し、韓国や台湾とOMAsを結んでいる。不思議なことは、アメリカは両方の場合にガットに19条の援用を通告し、それに対していかなる締約国からも抗議がなかった点である⁽¹⁰⁾。本件におけるパネルの判断はこのような状況を半ば公認したことを意味する。

従って、本件におけるパネルの判断に従えば、少なくとも、締約国が損害要件をクリアしている場合に(本件においても香港はこの点には異議をさしはさまなかった。para. 6)、第三国の利益に影響がない限り、V E R sは挑戦されない可能性があることになる。第三国への影響とは、輸入制限措置が1、13条の無差別適用の義務に合致していることを意味するであろう。そして、おそらく、V E R sを結ぶ輸出国はそれがもたらすQ R s レントを「代償」と見なして、報復をあきらめるであろう。つまり、現在のガットの実行からは19条の「合意に基づく選択的適用(consensual selectivity)」が、損害要件と無差別適用

を条件として、事実上挑戦されないでいるといえる。

4. ノルウェーが、「これらの協定を停止することは、…一般協定の第4部の精神及び目標と調和しない」として自らの立場を正当化している点はおもしろい。これに対して、パネルは、「ノルウェーがその繊維及び衣料市場への一定の途上国の市場参入機会の拡大を保証することは第4部の精神及び目標に一致するところではあるが、しかし、そのことが一般協定の第2部に違反する措置を正当化する根拠にはなり得ない。」と退けている (para. 15)。

このようなノルウェーの主張の背後には、そもそもMFA-IIの「合理的離脱」条項の狙い所が「現在優位を占める輸出締約国」への選別的な規制強化にあったことと無関係ではないと思われる。香港のようなNICsの輸出を規制する代わりに、他のより開発の遅れた途上国からの輸出をより優遇した方が、一般協定の第4部の精神及び目標と調和するというのが、おそらくノルウェーの言い分であろう。しかし、後者の国々が「優遇」されたとはいえない。というのも、これらの国々の輸出量は二国間協定に基づいて1977年の水準に凍結されたに過ぎないからである。しかも、「(ガットの基本原則からの) 離脱(としてのMFA-I)からの離脱」⁽¹¹⁾といわれるMFA-IIの繊維及び衣料の輸入規制強化の文脈において、第4部の精神及び目標云々すること自体があまり説得力を有しないであろう。

しかし、ノルウェーの主張の説得力の乏しさはさておいて、一般論としての一般協定の第2部と第4部との関係は、第4部の法的義務の「ソフト」な性格の故に簡単に論じ難い問題である。確かに、第4部が途上国の貿易上の問題及びその解決策の探求の体系的な検討のための法的な基礎及び枠組みを提供していることはまちがいない⁽¹²⁾。しかし、その法的なコミットメントの内容や範囲という問題になると、究極的には、25条1項に基づいて「共同して行動する」締約国団の実行に委ねられていると思われるが、今のところそれについて確かな結論を出すことは困難である。例えば、第4部が、途上国に対する「非相互主義」の承認のように、途上国を優遇するための一定の例外を導入したことはまちがいない。そして、東京ラウンドにおける「途上国の異なるかつより有利な待遇、相互主義及びより完全な参加に関する了解」の採択が、しかも、ウェーバーでなく、「宣言」という形式で行われたということは、第4部の目的を促進する締約国団のより肯定的な意思を表しているといえよう⁽¹³⁾。しかし、単なる途上国への「優遇」という次元から一歩進んで、

第4部が一般協定の個別条項からの「離脱」を主張するために援用できるのかという次元になると、即座に「イエス」とはいえない。これについてのこれまでのパネルの態度は、本件及び1985年「E Cの柑橘類地域特惠」ケース⁽¹⁴⁾で示されたように、後者の次元においては「ノー」である。

最後に、19条に基づく輸入制限措置における途上国の「例外」取扱は2. の論点との関連で途上国にとっての重大な「政策上」の選択の問題をはらんでいる。というのは、一般的には途上国全体としては、セーフガード措置の「無差別適用」と「一時性」の確保がその利益になると思われるが、一方では、そのような要求を主張しながら、他方では、どこまで、どのような「例外」の仕組みが必要で、しかも、可能であるのかは、「選択的適用」の問題とも関わる難しい問題であると思われる。「一般協定の第4部と第2部との関係」という法的な問題だけでなく、19条における途上国の「例外」取扱には途上国にとって重大な政策的な問題が潜んでいるのである。

5. 本件においては、ノルウェーが19条に基づく輸入制限措置の対象から24条に基づく協定締結国を除外したことについて、香港がそれについてのパネルの判断を求めないことにしたために、19条と24条との関係という問題にはメスが入れられなかった。この問題は、1972年7月22日に、E Cがオーストリア、ポルトガル、アイスランド、スウェーデン及びスイスとそれぞれ二国間協定を締結した際に、これらの協定と一般協定の関連条項との整合性を審理するために召集された作業部会の1973年報告書⁽¹⁵⁾の中で議論されたが、E Cとその他の締約国との見解が対立し、未解決のままになっている。

上記の作業部会において、多くの締約国は、24条は19条の差別的適用の正当化根拠として援用されることはできないと主張した。それに対して、E Cは、自由貿易地域の構成国の間において「その他の制限的通商規則」の廃止を求めている24条8項(b)において、関税同盟や自由貿易地域の他の構成国の対して貿易制限の適用根拠として上げられているものの中に19条が入っていないことを指摘し、19条に基づく輸入制限の対象から自由貿易地域協定の構成国を除外することは自由であると主張した。マッグガーバンは、もしE Cの主張が受け入れられるなら、19条に基づく輸入制限の対象から関税同盟や自由貿易地域の他の構成国を除外することは、「裁量的な」ものでなく、「義務的な」ものであるはずであるが、E Cの特惠協定のすべてがセーフガード条項を含んでいることは整合性を欠くという⁽¹⁶⁾。そして、クーレンは、もしE Cの主張通りなら、なぜガットの起草者たちが24

条8項(a)(b)に数量制限の無差別適用を規定している13条を入れたのかがわからなくなるという⁽¹⁷⁾。

もし、E Cの解釈が支持されるなら、19条の無差別適用の対象範囲は著しく狭められることになろうが、この問題は現在では未解決で、しかも、本件における香港の態度がそうであったように、ガットにおいてE Cの立場が現在事実上容認されているのが実状のようである。

6. 本件のパネルの報告書は、1980年6月18日の理事会の場において「原則的に (in principle)」採択された⁽¹⁸⁾。ガットの紛争解決の歴史を見ると、若干の場合にパネルの報告書が「コンセンサス」に基づく採択の過程で紛争当事国の「ブロック」に会い採択されなかったり、あるいは、単に「ノートされ(noted)」たりすることはあったが、本件のように「原則的に」採択されることはきわめて異例のことである。

報告書が「原則的に」採択された理由は、ノルウェーが、その19条に基づく輸入数量制限を13条の要件に合わせるためには、6カ国とのV E R sを廃止して総量輸入割当の実質を備えるか、あるいはV E R sを結んでいる国々に割り当てられた同じ基準で香港に割当を保証するかのどちらかの措置を取らなければならないが、前者はすでに二国間協定を結んでいる国々の意に反する結果になり、後者は19条の趣旨に合わないとして、パネルの結論に従うことに難色を示し、香港と協議を続けるために報告書の採択の延期を主張したのに対して、すでにノルウェーと二国間協定を結んでいる国々やE Cのような一部の国がノルウェーの立場に理解を示したことにある。しかし、報告書の採択の延期に対しては、米国などの多数の国々が反対したために、理事会は、①パネルの報告書を「原則的に」採択し、②ノルウェーに可能な限りその19条に基づく措置を13条に整合させることを勧告する一方、③紛争当事国に対して互いに受け入れられる合意に達するために真摯な努力を続けること及び④事務局長に対して問題の解決を模索するための紛争当事国間の協議を周旋するように要請し、最後に、⑤夏期休会後の最初の会合でこの問題を再度取り上げることを内容とする妥協的な決定を行ったのである。

このように、理事会は、ノルウェーに即時に香港に対する輸入制限を変更することを迫るよりは、あくまでもパネルの結論を前提にしながらも、ノルウェーが香港との協議を通じて問題の解決を模索するよう時間的な猶予を与える方を選んだのである。しかし、その後の両国の協議も成果をあげることができず、ノルウェーは6カ国とのV E R sが消滅し

て(1981、82年)19条に基づく総量輸入割当の枠の中に組み入れられるまで同様の措置をとり続けた。そして、ついに1984年に香港とのV E R sが締結されることになり、19条に基づく輸入制限が廃止された⁽¹⁹⁾。このような経過からみた場合に、理事会の「原則的」な採択という「苦肉の策」はその意図する効果をあげることができず、ある種の準司法的な役割を含んでいる締約国団の「調停(conciliation)」の役割を単なる「周旋(good offices)」に格下げする結果になったといえよう。

<注>

- (1) これについては、D. B. Keesing and M. Wolf, 52-70. 及び西田論文を参照。
- (2) D. B. Keesing and M. Wolf, 70.
- (3) Id., at 59.
- (4) とりあえず、Blokke, 62. を参照。
- (5) 注釈ノートの文言は次の通りである。「1項(a)、1項(b)、そして、3項(b)に基づく(譲許の)停止、撤回、または修正は、ある構成国からの輸入を差別してはならず、そして、その措置を、できる限り最大限に、その他の構成国に対して損害を与えないようにしなければならない。」
- (6) これについては、Koulenを参照。
- (7) Blokke, 271.
- (8) L/5047, para. 4. 12, 10 Nov. 1980.
- (9) L/6309, para. 120, 24 Mar. 1988.
- (10) supra note 6, at 106-107.
- (11) supra note 2, at 70.
- (12) O. Long, Law and its Limitations in the GATT Multilateral Trade System, (Martinus Nijhoff Publishers, 1985), 99.
- (13) Id., at 101.
- (14) L/5776, para. 4. 11, 7 Feb. 1985. 但し、この報告書は、E Cのブロックにより採択されなかった。
- (15) 20 BISD(1974), 156, 169, 181, 194, 207.
- (16) E. McGovern, International Trade Regulation: GATT, US and EC, (Globefield Press, 1986), 264.

(17) supra note 6, at 102.

(18) 報告書の採択状況については、C/M/141, 4-12, 18 July 1980. を参照。

(19) R. Hudec, GATT Legal Complaints No. 84.

【参考文献】

1. J. Jackson, "The GATT Consistency of Export Restraint Arrangements", 11 World Economy 485-500(1988).
2. M. Kouken, "The Non-Discriminatory Interpretation of GATT Article X I X(1)", 9 Legal Issue of European Integration 87-111(1983).
3. N. Blokker, International Regulation of World Trade in Textiles:Lessons for practice a contribution to theory, (Martinus Nijhoff Publishers, 1989)
4. M. C. E. J. Bronckers, Selective Safeguard Measures in Multilateral Trade Relations, (Kluwer, 1985)
5. R. Hudec, Enforcing International Trade Law:GATT Dispute Settlement in the 1980' s, Appendix:GATT Legal Complaints No. 84.
6. E-U. Petersmann, "Economic, Legal and Political Functions of the Principle of Non-discrimination, 9 World Economy 113-121(1986).
7. GATT, Analytical Index:Article X I X.
8. D. B. Keesing and M. Wolf, Textile Quotas against Developing Countries, (Trade Policy Research Centre, 1980)
9. 間宮 勇、「資料：国際繊維貿易規制の変遷」、『法律論叢』、63巻2・3号、219-288頁。
10. 西田 勝喜、「国際的セーフガード問題とM F A貿易」、『経済学研究』、第47巻第2・3号、277-296頁。

(柳 赫秀)